

摂津市地域公共交通協議会 事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、摂津市地域公共交通協議会規約第12条第4項の規定に基づき、摂津市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(事務局長等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、摂津市建設部道路交通課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、摂津市建設部道路交通課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理、保存その他文書に関し必要な事項は、摂津市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、摂津市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は、令和6年2月26日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	個数	保管者
摂津市地域 公共交通協 議会会長の 印	摂 津 市 地 域 公 共 交 通 協 議 会 会 長 之 印	てん書	21×21	会長名をもつ て発する文書	1	事務局長